

年金 Q&A

Q 1

私は老齢厚生年金を受給していますが、再就職することになりました。共済組合に届出が必要でしょうか。



A 1

老齢・退職給付の年金受給者の方が再就職した場合には、再就職先での年金制度の加入状況により届出の要否が異なります。以下に該当する方は、届出が必要です。

- 国会議員・地方議会議員となった方
詳細は、「こんなときには届出を」(12ページ11)をご覧ください。
- 常勤の公務員として再就職し、共済組合の組合員となった方
(障害給付の年金受給者も対象です。)

「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて、再就職した所属所に提出してください。「年金受給権者再就職届書」は、当共済組合のホームページからダウンロードすることもできます。

なお、公立学校の嘱託員、私立学校の教員、民間企業等への勤務により厚生年金保険に加入した方や、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務している方については、届出不要です。詳細は、6ページ「在職中は年金が支給停止されることがあります」の「届出と在職停止の手続きに係る留意事項」をご覧ください。

Q 2

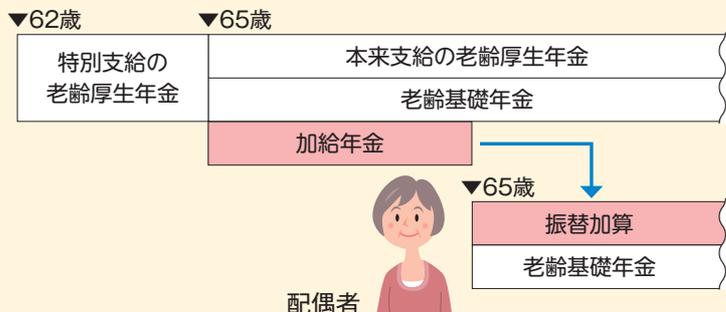
妻が65歳になり、私の老齢厚生年金の「加給年金額」の加算がなくなりました。「加給年金額」の加算がなくなった後、妻の老齢基礎年金には「振替加算」が加算されると聞きましたが、どのような制度ですか。

A 2

加給年金額対象者である配偶者(妻)が65歳になり、配偶者自身に老齢基礎年金の受給権が発生すると、ご自身(夫)の老齢厚生年金に加算されていた「加給年金額」の加算は終了します。ただし、配偶者の老齢基礎年金に一定の加算として、配偶者の生年月日に応じた「振替加算」が加算される場合があります。

なお、「加給年金額」と「振替加算」の額は同額ではありません。また、「振替加算」は配偶者が昭和41年4月2日以後生まれの方には加算されません。

振替加算の例



「振替加算」は、配偶者が65歳になり、日本年金機構で老齢基礎年金を裁定する際に加算されることとなります。

「振替加算」に関する各種お問い合わせ(配偶者が「振替加算」の対象か確認したい、「振替加算」の額について確認したいなど)は、当共済組合ではお答えできません。恐れ入りますが、お近くの年金事務所にご相談ください。